

【倉真小学校いじめ防止基本方針】

I いじめに対する基本認識（いじめ防止対策推進法 第2条第1項）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

II いじめに関する倉真小の考え方

いじめは常に起こりうるものと捉えて、「未然防止」「早期発見」「早期対応」が鍵となる。子ども、保護者、地域、学校が連携して、いじめを生まない環境作りにあたらなくてはならない。倉真小では、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、向き合えるよう、いじめに向かわない態度・能力を身に付けるための働きかけをする未然防止教育が重要だと考える。

そのために、次の3つの方向性を重点に指導していく。

1 いじめ対応マニュアルの作成

2 特別支援教育を基盤とした学級づくりと授業づくり

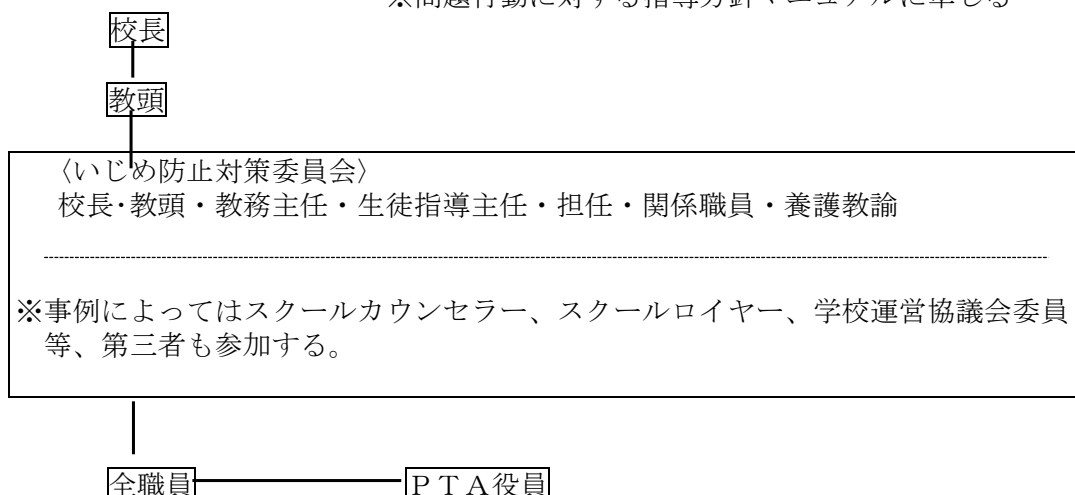
- (1) 認め合う人間関係を基調とした学級集団づくり
発達支持的生徒指導の推進（主に生き方・生徒指導）
 - ・日々の児童への声掛け
 - ・夕方打ち合わせにて、児童のよいところを共有する。
- (2) すべての子に学力を保障する授業づくり（主に学び方・研修）
- (3) だれ一人取り残さない教育の推進（多様性の包摂）

3 保護者・地域との連携を推進する

- (1) 保護者との連携をより一層高めて子どもを育てる
- (2) 地域との連携で子どもを育てる意識を高くする

III いじめ防止対策委員会

※問題行動に対する指導方針マニュアルに準じる



IV 3つの方向性への取組

1 いじめ対応マニュアルの作成

- (1) 発達支持的生徒指導
- (2) いじめ発見への手立て・・・子どもが安心して生活できる場を保障する。
- (3) いじめ対応への手立て・・・子どもの人権を守り、みんなの生活を取り戻す。

(1) 発達支持的生徒指導

ア いじめる心理から考える

頭で理解するだけでなく、行動で「いじめはしない」という人権意識を家庭や学校での日常生活で身に付けるように働きかける。計画的に体験的な学びの機会を用意する。(事例検討やロールプレイ)

イ いじめの構造から考える

いじめの中には、被害者や加害者だけでなく、はやし立てたり面白がったりする**観衆**、周りで容認してしまう**傍観者**が存在する。傍観者の中から勇気をもっていじめをとめようとする**仲裁者**、被害者の話を聞いてくれたり、いじめを告発したりする**相談者**の存在が重要となる。

→学校が、学級の仲間が「被害者を守る」という意志を示す。

(学校、学級全体にいじめを許さない雰囲気浸透させる・家庭の理解、協力の推進)

ウ いじめを法律的な視点から考える

いじめは人権侵害行為であるという認識をもたせ、集団生活のルールを守る態度を身に付けるよう、全教育活動において取り組む。

(2) いじめ発見への手立て

いじめは表面上に出てこない場合があるが、子どもたちの様子の中にその断片が表れることがある。その小さな事実を見逃さないようにする。

ア クラスの様子を確認する

以下の項目に該当することがあったときには、いじめ、または、いじめに近い状況が起きていると考えられる。本校においては「Aレベル」であっても、速やかに報告・事実関係の把握・対策等を検討する。

「Aレベル」……些細な気持ちや行動の変化・乱れがあらわれる。

(例) ア 朝のあいさつで目が合わない。声が小さい。

イ 靴箱の靴が乱れている。

ウ 朝の登校で遅れることが増えた。

「Bレベル」……特定された言動が集団の中で見受けられる。

(例) ア 授業中の発表で、特定の子どものときだけ無反応や冷やかしの反応が出る、休み時間に特定の子どもの嫌なことを言ったり、手を出したり等の行為が見られる等がある。

イ グループをつくるときに、孤立化しやすい。

ウ 授業中、少しだけ机が離されたり、清掃中、運ばれないときがある。

「Cレベル」……実際に問題行動が発覚する。事実関係を確認する。

(例) ア 同じ子どもがトラブルを起こす。

イ 子どもからの報告がある。事実関係を確認する

ウ 保護者や近隣の人からの報告がある。

イ クラスの様子を聞く、調べる

- ・年6回(5月、7月、9月、11月、1月、2月) アンケートを実施する。
子どもの悩みやつまづきに耳を傾けると共に、いつでも相談ができる体制を作る。
- ・全職員で、気になる状態を共有し、対策を考えていく。
- ・外部人材や資料の活用……訪問時または必要に応じて
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、関係機関との連携。

(3) いじめ対応への手立て

いじめの連絡、いじめの事実があった場合、本校マニュアル(4-2 生徒指導の基本)にて対応する。いじめの情報は全職員が共有する。
いじめ解消後も、保護者やスクールカウンセラー等と連携を図りながら、児童の心のケアに努める。

2 特別支援教育を基盤とした学級づくりと授業づくり

いじめを未然に防ぐには、あたたかな学級づくりと確かな学力を保障した授業づくりが大切と考える。指導に当たっては、「特別支援教育」の考え方を基盤に進める。

【文科省】

「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

(特別支援教育を推進するための生徒の在り方について(答申))

平成17年 中央教育審議会より抜粋)

取組は共に学級単位を基本とするが、小規模校のよさを生かし「全校体制」で下記の2点について取り組む。

- (1) 認め合う人間関係を基調とした学級集団づくり(主に生き方・生徒指導)
- (2) すべての子に学力を保障する授業づくり(主に学び方・研修)

(1) 認め合う人間関係を基調とした学級集団づくり

学校生活の中心である「学級」において、あたたかな学級づくりは欠くことができない。特に本校のような小規模校では人間関係の固定化が懸念される。生活の中でも一人一人を見つめるとともに、具体的な手立てをもって指導にあたる。

ア 普段の授業を通して～生徒指導の機能を生かした授業づくり～

授業の場は、人づくり・学級づくりの場としても考えられる。その子らしい学びを尊重するとともに、互いの違いをよさとして認め合う場とする。生徒指導の機能を生かした授業づくりを推進する。

イ 道徳の授業や学級活動(人間関係プログラム)の授業を通して

教育課程年間計画に従って、道徳及び学級活動の授業の充実に努める。中でも、学級活動は各学年ごとに定められた「人間関係プログラム」(エンカウンターなど)を確実に実施する。それぞれが認め合い、かけがえのない存在として集団での居場所を保障することが大切となる。また、情報モラルの授業を実施し、情報化社会を生き抜く力を身に付ける。

また、いじめを生み出さない集団づくりと同時に、いじめのきっかけやいじめを見逃さない集団づくりも大切となる。相手を認め、相手の気持ちをわかることはいじめやそれにつながることを見逃さず、伝える行動を呼び起こす。互いに注意し合い、守り合う集団の意識を育てていくことが重要である。いじめは「犯罪」であることの意識も必要となる。

ウ 特別活動、行事を中心に協力・奉仕の精神を育てる

金次郎活動はもとより、児童会活動(委員会活動等)等の奉仕活動を継続的に実施することにより、協力したり、人のために行動したりする精神を育てる。

また、倉真の特色である「ふれあい体育祭」や「ふれあいの日」(地域学習センターまつり)等、地域とのつながりを大切にすることで心情豊かな子を育てる。

エ 全職員で子どもを見守る。

特に配慮が必要な児童には、全職員で指導に当たる。夕打ち合わせやスズキ校務等で常に情報を共有し、保護者や関係機関と協力する。お互いを認め、他人を思いやる心情を育てる。

オ 倉真のルールとマナーを定着させ、誰もが気持ちよく生活できる環境を整える。

倉真小で守るルールとマナーを明文化し、倉真小学校に通う児童全員の自立心と社会性を育む。

(2) すべての子に学力を保障する授業づくり

あたたかな学級、落ち着いた学級づくりには、「学力の保障」によってもたらされると考える。授業に集中して取り組んでいる子どもは、学級に満足感があり、学力を高めることができる。よって、すべての子に学力を保障する授業や安心して学習できる環境づくりを推進する。

ア すべての子どもに学力を保障する

「少人数指導を生かした授業づくり」に努めることですべての子どもに基礎学力を保障していく。また、確かな学力を支える学び方（スキル等）についても継続的、段階的な指導を行う。

なお、指導に当たっては校内研修及び学び方ウイングを中心に取り組む。

イ すべての子どもが安心して学習できる環境を保障する

学び方ウイングを中心に学習習慣・学習環境づくりを推進する。全校共通理解のもとに取り組む。／学習ルール・マナーを身につける／学習用具・ノート・あいさつ・返事の徹底／教室環境の整備／家庭学習の習慣化／学習カードの活用／家庭読書・親子読書の勧め

なお、学習に集中できない状況が生じた場合（※下記参照）には、すみやかに報告し、学校全体として対応する。学校の対策としては、本校マニュアル（4-2. 生徒指導の基本）に準ずる。

以下の状況が起きた場合には、すみやかに報告をし、全職員で対策を検討する。

- (1) 授業中、出歩く子どもがいる
- (2) 授業中、集中できない子どもがいる(机に顔をふせる。大声を出す。)
- (3) 授業中、教師の指示を聞かない(指示をしてもやらない。)

3 地域・保護者との連携を推進する

倉真地区は地域の連携が強い地区である。保護者はもとより地域全体で子どもたちをあたたく守り、育てている伝統がある。学校においても、様々な教育活動とともに、常日頃から学校の敷居を低く、地域や保護者に自らを開き、連携を密にすることがいじめのない学校、地域につながると考え、下記の2点に力を注ぐ。

- (1) 保護者との連携をより一層高めて子どもを育てる。
- (2) 地域との連携で子どもを育てる意識を高くする。

(1) 保護者との連携をより一層高めて子どもを育てる

保護者との連携を高めることは、子どもの安定には欠かすことができない。家庭と学校が同じ歩調で子どもに接することで、心身共に豊かに成長する。小規模校のメリットを生かし、日常から情報のやりとりをきめ細やかにする。

【保護者との連携を高める事例】

- ① 本読みカード ② 連絡帳 ③ 電話連絡（よいこと貯金） ④ 家庭訪問
⑤ 個別面談 ⑥ 授業参観、懇談会 ⑦ 教育相談（カウンセラー等の利用を含む）
※情報交換に際して、個人情報については細心の注意をする。

（２）地域との連携で子どもを育てる意識を高くする

地域との連携は様々な面で考えられる。地域の「人、もの、こと」人材を活用した授業や活動の展開や地域に発信する教育活動、また、奉仕活動の実施等々、多くの教育活動において地域との結びつきが強い。それらの活動を通して、地域の方々とふれあい、交流することで豊かな心情が育っていくと考える。

同時に、郷土が誇る「報徳精神」は、４つの教え（「勤労」「至誠」「分度」「推譲」）は互いに思いやりつつ、力を合わせて生活することの尊さを示し、教育活動にも脈々と流れている。

また、地域との連携を密にすることは、地域における子どもたちの様子など様々な情報のやりとりが可能となる。より広く子どもをとらえることができたり、変化に対する迅速な対応ができたりする。学校や保護者はもとより、地域全体で子どもたちを育てていく意識が、いじめがない地域・学校の土壌となる。

【地域と学校の情報交換例】

- ① 学校運営協議会 ② 民生児童委員との懇談会 ③ 区長さんとの打合せ
④ 学校関係者評価委員会 ※HP や学校だよりでの発信

4 いじめの重大事態の対処

<重大事態とは>

- ・いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

（１）平時に対する備え

ア 全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。

イ 実施に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整える。

ウ 学校全体でいじめの防止、及び早期発見、早期対応に取り組む。

（２）重大事態発生時の対応

ア 掛川市学校教育委員会に、重大事態発生を報告する。
(学校名、児童の氏名、学年、状況など)

（３）初動対応

イ 重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理をする。
(生活アンケート、教育相談、面談、いじめ対策会議、スズキ校務などの記録)

※詳細は、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリストに準ずる。